

## EverySense Pro サービス利用約款の一部改正（2024年3月15日付け）

### 改正

第1条～第3条の1（略）

第3条の2 データ提供の対価

1.（略）

2. データ購入者は、データ提供者がアップロードを完了するまではデータの購入を撤回することができます。また、データ購入者とデータ提供者の間で、ダウンロードしたデータに瑕疵がある等、データの購入に掛かる契約の存在や有効性、契約不適合等、契約の履行について争いがある場合、当社は、データ購入者とデータ提供者の間の契約の履行について紛争が継続していると判断している限り、当該取消の希望に係るデータを第5項各号における対価の集計から除外することができます。

3. データ購入者は、データ提供者におけるデータの提供の条件（商品データ詳細画面において表示されるものを含む。）を了解した上で、データの購入を申し込むものとします。

4～5(2).（略）

5(3). 前号で確定されたデータ提供の対価については、当月の翌月末日に当社からデータ提供者に支払います。この際、対価の10%相当額を当社が手数料として取得しますので、当社からデータ提供者に支払われる額（以下、「提供対価」といいます。）は前号で確定された対価の90%相当額（以下、「提供対価基準額」といいます。）が基準になります。提供対価の支払いは、当社が、データ提供者であるお客様によって指定した口座に振り込む方法により行います。この際、振込手数料はデータ提供者の負担とし、提供対価は提供対価基準額から振込手数料を減じた額となります。

5(4)～第15条（略）

### 現行

第1条～第3条の1（略）

第3条の2 データ提供の対価

1.（略）

2. データ購入者は、データ提供者がアップロードを完了するまではデータの購入を撤回することができます。また、データ購入者は、データ提供者がアップロードを完了した後であっても、ダウンロードしたデータに瑕疵がある等、特段の事情がある場合には、データの購入の取消を希望することができ、当社は、データ購入者における取消の希望を判定している間は、当該取消の希望に係るデータを第5項各号における対価の集計から除外することができます。

3. データ購入者は、データ提供者におけるデータの提供の条件を了解した上で、データの購入を希望するものとします。

4～5(2).（略）

5(3). 前号で確定されたデータ提供の対価については、当月の翌月末日に当社からデータ提供者に支払います。この際、対価の10%相当額を当社が手数料として取得しますので、当社からデータ提供者に支払われる額は前号で確定された対価の90%相当額になります。

5(4)～第15条（略）